

# 大学の組織と役割

## (1) 教務部委員会

1. 教育目的の実現に向け、教務事項について全般的な視点から総合的に検討・運営をするため、教務部委員会が設置されている。
2. 委員会は次の事項を任務とする。
  - 1) カリキュラム編成および方針立案
  - 2) 履修、卒業および学位に関する事項
  - 3) 学籍に関する事項
  - 4) 学事歴に関する事項
  - 5) 非常勤講師採用に係る教員審査
  - 6) 教務運営に関する情報発信
  - 7) その他、教務に関わる事項

## (2) 入試部委員会

1. 本学における入学試験制度を検討し、入学試験の実施に係る管理および入試広報の適切な実行のために入試部委員会が設置されている。
2. 委員会は、次の事項を任務とする。
  - 1) 入学試験制度に関する事項
  - 2) 入学試験の実施管理に関する事項
  - 3) 入学試験に関わる情報発信
  - 4) その他、本学の入学試験に関わる事項

## (3) 学生部委員会

1. 学校生活の充実と向上を図るため、学生部委員会が設置されている。
2. 委員会は次の事項を任務とする。
  - 1) 学生の課外活動に関すること
  - 2) 学生の福利厚生に関すること
  - 3) 学生の活動に関する情報発信
  - 4) その他、学生生活に関する事項

## (4) 学術情報部委員会

1. 本学における教育研究活動を推進・支援し、必要な施設設備を整備・維持管理するため、学術情報部委員会が設置されている。
2. 委員会は、次の事項を任務とする。
  - 1) 本学の教育ならびに研究の支援体制の整備
  - 2) 「宮城学院女子大学研究費規程」に定める研究費の運営に関する事項
  - 3) 外部資金の申請に係る企画および支援
  - 4) 図書館の運営に関する事項
  - 5) 研究の不正防止に関する事項
  - 6) 研究倫理審査に関する事項
  - 7) 本学の学術情報に関する情報発信
  - 8) その他、学術情報に関する事項

## (5) 社会連携部委員会

1. 大学と社会との連携を深め、地域の発展に寄与し、また本学の国際的な研究教育事業を実施するため、社会連携部委員会が設置されている。
2. 委員会は、次の事項を任務とする。
  - 1) 複数学科にまたがる社会連携活動の推進
  - 2) 学科の社会連携活動への情報提供
  - 3) 本学の社会連携活動に関する情報発信
  - 4) その他、社会連携に関する事項

## (6) キャリア支援部委員会

1. キャリア教育を推進するため、キャリア支援部委員会が設置されている。
2. 委員会は、次の事項を任務とする。
  - 1) キャリア教育の実施、および基本方針や実施体制の検討
  - 2) 学生の就職活動に対する支援
  - 3) キャリア教育に関する情報発信
  - 4) その他、キャリア支援に関わる事項

## (7) 設置機関

### 〈宗教センター〉

1. 宮城学院建学の精神にもとづき、本学における宗教的活動の企画およびその運営にあたる機関として、宗教センターが設置されている。
2. 本センターが企画・運営する宗教的活動は、本学の教職員ならびに学生を対象とする礼拝、キリスト教行事、学内講演会等とする。

### 〈社会連携センター〉

地域および産学官の連携の窓口として、地域住民、行政、企業等との連携を深め、地域の文化および産業の振興ならびに地域社会の発展に寄与することを目的として社会連携センターが設置されている。

本センターでは以下の業務を行う

1. 地域連携および地域貢献活動の組織的取り組みの企画立案・実施に関すること
2. 地域連携および地域貢献活動の総合窓口機能に関すること
3. 地域連携および地域貢献活動に係る情報の収集および発信に関すること
4. 地域連携および地域貢献活動の支援に関すること
5. その他社会連携部委員会が必要と認めた事項

### 〈生涯学習センター〉

生涯学習の事業を円滑に実施するため生涯学習センターが設置されている。本センターでは以下の業務を行う。

1. 生涯学習の運営に関すること
2. 生涯学習に係る調査・広報に関すること
3. 生涯学習に係る受講生の募集・受入れに関すること
4. その他、生涯学習に関すること

### 〈リエゾンアクションセンター (MG-LAC)〉

プロジェクト型自主活動・ボランティア活動など、学生が主体的に行う創造的・社会的活動を通して本学学生のキャリア形成を推進することを目的としてリエゾンアクションセンター (MG-LAC) が設置されている。本センターでは以下の業務を行う。

1. 本学学生のプロジェクト型自主活動に関すること
2. 本学学生が行うボランティア活動に関すること
3. その他、本学学生が行う創造的・社会的活動とキャリア形成に関する支援業務

### 〈国際交流センター〉

本学教員の研究教育に係る海外出張、本学学生の海外留学、およびカリキュラムに係る海外渡航、外国人研究者・教員の研究教育に係る本学への受け入れならびに外国人留学生の入学など、国際的な研究教育事業の実施に関する諸業務を担当する機関として国際交流センターが設置されている。

本センターでは以下の教育的・事務的業務を行う。

1. 本学教員の研究教育に係る海外出張に伴う渡航、在外居住等に関する申請、通信、連絡等の公的業務
2. 本学学生の海外留学に関する資料提供、助言、および実施に付帯する公的業務
3. 本学学生のカリキュラムに係る海外研修、海外実習の企画・立案に係る資料収集、事前調査、ならびに学生に対する説明および付添い、その他の実施に伴う公的業務
4. 本学において研究教育に従事する外国人研究者に係る渡航関係業務、居住・生活上の問題に関する連絡・助言、および研究教育の遂行に係る公的業務
5. 外国人留学生の受け入れに伴う渡航関係業務、生活および学習に係る助言、その他の公的業務
6. 本学と在外大学との「姉妹校関係」の締結およびその関係継承に係る業務
7. 本学の研究教育に係る外国または外国人からの問い合わせに対する窓口業務
8. その他本学において国際的な研究教育事業を実施する場合にそれに付帯する公的業務

### 〈教職センター〉

本学における教職課程関連業務を遂行するために、教職センターが設置されている。

本センターでは以下の業務を行う。

1. 教職課程履修に係るガイダンスおよび助言
2. 教育実習に係るガイダンス・事前事後の指導助言および成績評価（実習生個々人全員に対する評価付記含む）
3. 介護等体験に係るガイダンス・事前事後の指導助言
4. 教員採用試験に係るガイダンス・講座開設。資料提供・助言
5. 教職課程に係る諸行事の企画・開催・運営
6. 教育職員免許状申請に係るガイダンスおよび助言および申請書類作成提出
7. 教育実習、介護等体験、教育実習校訪問指導、教育職員免許状申請等に係る周辺諸業務全般
8. その他、教職課程に係る業務

### 〈保健センター〉

1. 学生の健康管理に関する専門的業務を行い、その心身の健康の保持増進を図るとともに、園児および本学教職員についても、第5条に定める委員会において必要と認める健康管理の業務を行うことを目的として、保健センターが設置されている。
2. 次の各号に掲げる健康管理業務を行う。
  - 1) 本学学生の健康診断、保健指導、健康相談、健康診断証明書の発行、およびそれに伴う事務的業務

- 2) 本学内における本学学生、園児、および教職員の急病、外傷等の応急処置
- 3) 本学の疾病予防、環境衛生、健康増進に関する啓蒙活動およびそれに伴う事務的業務
- 4) その他、本学における保健管理に関する専門的業務

### 〈学生相談室および特別支援室〉

1. 本学学生が学生生活に関して当面する諸問題の相談に応じ、また、障がいおよび社会的障壁により様々な制限を受ける学生に対して、必要かつ合理的な配慮を提供することにより、学生生活の充実と人間的成长を助けることを目的として、学生相談室と特別支援室が設置されている。
2. その目的を達成するために、次の各号の業務を行う。
  - 1) 相談および支援
  - 2) 具体的な支援のコーディネート
  - 3) 相談および支援に必要な研修および調査、ならびに啓蒙
  - 4) 相談および支援に必要な資料の整備
  - 5) 精神保健に関する予防的活動
  - 6) その他、学生相談・特別支援センター運営委員会が必要と認めた事項

### (8) 附属研究所

#### 〈キリスト教文化研究所〉

世界のさまざまな民族と宗教に関する学際的研究を推進し、それを通して、キリスト教文化の理解、ならびにわが国におけるキリスト教主義教育の発展に貢献しようとする目的で設置されている。

#### 〈生活環境科学研究所〉

本学における生活環境科学に関する研究を推進し、教育の向上に資するとともに、広く学術文化の発展に貢献することを目的として設置されている。

#### 〈人文社会科学研究所〉

本学における人文社会学諸科学の研究を推進し、教育の向上に資するとともに、広く学術文化の発展に貢献することを目的として設置されている。

#### 〈発達科学研究所〉

子どもの発達と教育および福祉に関する学術的研究を推進し、子どもたちの幸福の実現に寄与することを目的として設置されている。

### (9) 附属認定こども園「森のこども園」

本こども園は、幼児教育に関する研究及び実習施設として付設され、キリスト教精神に基づき、かつ学校教育法第22条及び第23条に従って、幼児を保育し、その心身の発達を助長することを目的として設置されている。

創立 2016年11月

所在地 桜ヶ丘キャンパス内

構成 定員 120名（0歳児～5歳児）